

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 2 号

平成 2 9 年（2017 年） 2 月 1 6 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 8 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(水道局)

[指摘事項 収入関係について]

水道料金の減免措置における決裁区分を課長決裁の「丁」としている。

山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程で定められた基準で減免措置を行う行為は、「成規定例の事項に関すること。」に該当し、山陽小野田市水道局事務決裁規程からすると副局長の専決で「乙」の決裁区分である。適切な処理をされたい。

[改善措置]

現在、水道料金等、減免申請の決裁は、業務課長の専決としておりますが、本来、減免に関する事項は「山陽小野田市水道局事務決裁規程」第 4 条別表に規定する「成規定例の事項」に該当するため、副局長の決裁とするべきものです。

当局では現在副局長席が空席となっていることから、本来であれば管理

者の決裁とすべきところではありますが、減免申請の決裁を管理者決裁にするべきかどうかを判断するため、その内容を再度検討することと致しました。

【検討内容】

- 1 業務内容が水道局全体に関わることではないことから、管理者決裁まで必要かどうか。
- 2 水道料金の減免は債権放棄に関する事項であることから、所属課長の決裁で対応する事に問題があるかどうか。（監査委員指摘事項）

【検討結果】

1については、業務内容から考えて、管理者決裁とする必要はないとの結論に至り、2については、次長以上の決裁が必要との結論となりました。

以上の検討結果により、当該決裁権限を管理者から次長に委任することとし、今後、水道料金減免に関する決裁については、次長の専決事項とすることと致しました。

なお、この権限は副局長不在の場合に限ったものであり、副局長が任命された場合は副局長の専決事項となります。

[指摘事項 給与関係について]

ア 住居手当の算定額に一部誤りがある。

住居手当の算定時において、家賃には共益費は含まれないとされている。関係法令等に基づき住居手当の返還請求等、適切な処理をされたい。

イ 住居手当の算定における規程の解釈、運用に疑義がある。

住居手当の算定時において、家賃には駐車料は含まれないと解するのが一般的であるが、当局では駐車料を家賃に含めて算定された住居手当が支給されている。

規程の解釈を明確にするとともに、適切な処理をされたい。

ウ 特殊勤務手当の新設等に疑義がある。

平成26年4月1日から給与に関する規程を改正し、「緊急呼出手当」の特殊勤務手当が新設されている。

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第10条により、「特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。」と規定されているが、新設されている「緊急呼出手当」がいずれの支給要件に該当するのか疑問であり、説得性に欠けると思慮する。また、他の特殊勤務手当の一部においても、職員の本来業務であり、何ら特殊性もなく、いずれの支給要件に該当するのか理解できないものが存在するとともに、同じ地方公共団体である山陽小野田市の市長部局や市民病院に規定されていないものが水道局には存在し、存在するものであっても支給要件や金額が異なっている。

地方公営企業として公共性及び経済性を考慮し、合理性のある給与水準とする必要があることから、今一度、特殊勤務手当のあり方等について再考されたい。

[改善措置]

ア 住居手当の算定時において、共益費は含まれないとしておりますが、一部の職員に対し、誤って共益費を含めた金額で算定していたため、該当職員に対し、再計算した後の差額について、遡って住居手当を返還していただくこととします。

イ 現在の算定方法（駐車場代を含める）について、どのような経緯により決定したかは不明ですが、駐車場代を含めて算定を行っても問題はないと解します。

しかし、一般的な算定方法において、駐車場代を含めないことが多数を占めていることから、今後の対応として、賃金・労働条件を変更する場合、労働組合の同意が必要となりますので、協議を行います。

ウ 水道局の特殊勤務手当については、平成21年2月13日に山陽小野田市職員特殊勤務手当検討委員会から山陽小野田市長に提出された「提言書」の中で、見直しを行うよう意見が出されたため、その後に労使で協議した結果、多くの見直しを行い現在の内容となっております。

水道局の事業運営においては、安全な水道水の安定供給を最優先と

しております。そのため、突然発生する漏水事故等への対応は不可欠であり、水道局が行う水道管の修繕件数は1年間に約300件となっております。これに対応する係の人員は3名しかいないため、緊急連絡網を作成し、職員全員による協力体制を構築しております。緊急事態により、夜間や休日に呼び出されて緊急呼出手当の対象となる人員は、平成26年度102名(306,000円)、平成27年度121名(363,000円)、平成28年12月末116名(348,000円)と、毎年100名を超えるうえ、増加傾向にあります。呼び出された職員は、場合によっては徹夜で工事を行い、そのまま通常勤務となることもあります。

緊急事態発生の原因の殆どは、水道管の漏水事故であり、台風や豪雨のように天気予報等で予測できないものであることから、水道局では全職員が常時半拘束状態となっております。また、緊急呼び出し回数の増加傾向により職員の身体的・精神的な負担は今まで以上に大きくなってきております。

このようなことから、事前に把握不可能な緊急事態に対応する職員の心身を考える上では、緊急の呼び出しは、著しく不快であり、不健康に繋がるものと考え、その負担を何らかの形で弁済することは妥当であると考えます。

「職員の本来業務であり」とありますが、市、病院についても、特殊勤務手当の内容は本来業務であり、特殊勤務手当とは、その業務内容が特殊勤務手当の性格に該当するため支給されるものと解します。また、「市、病院に規定されていないものが存在、支給要件や金額が異なる」とありますが、市、病院に存在して水道局に存在しない手当もありますので、それぞれの職場に見合った手当でよいのではと思います。

以上により、特殊勤務手当の取扱いについては、妥当性があると解します。